

## 瑞穂市もの忘れ相談シートの運用について

### 1. 目的

平成28年度にもとす広域連合により実施された日常生活圏域ニーズ調査の結果では、最も重点を置く必要がある認知症施策は「早期発見・早期診療のしくみづくり」の割合が60.1%と最も高く、住民のニーズが高いことがわかってきた。また地域包括支援センターでは、日々の相談業務の中で、認知症の疑いがありながら生活しているが、実際に様々な慢性疾患等により医療受診しながらも、認知症の疑いがあることがうまく医師に伝えられておらず、認知症の診断・治療につながりにくい傾向があると感じている。認知症ケアパスにおける、早期発見・早期診断のスムーズな流れの構築を目的として「瑞穂市もの忘れ相談シート」を運用する。

### 2. 対象者

以下の認知症が疑われる症状が認められるが、医療機関に把握されておらず未診断・未治療の方

- ①かかりつけ医はあるが、認知症の疑いがあることをかかりつけ医に相談しておらず把握されていない方
  - (ア) 居宅介護支援事業所が支援するかた
  - (イ) 地域包括支援センターが支援するかた

### 3. 運用方法

#### ①使用様式

- ・瑞穂市もの忘れ相談シート
- ・医師用 もの忘れ相談返信シート

#### ②運用の流れ

- (ア) 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに本人または家族から認知症が疑われる症状について相談があった時点で、認知症の診断・治療のための受診が未受診であることが確認されたら、「瑞穂市もの忘れ相談シート」に沿って情報収集し、情報提供の同意を確認し、かかりつけ医もしくはかかりつけ医がない場合は本人または家族が指定・受診する医療機関に「瑞穂市もの忘れ相談シート」及び「医師用もの忘れ相談返信シート」を送る。

※これにより、本人が受診した際に、認知症状の状況や、どのような症状により生活が困難になっているか等が医師に伝わりやすく、また詳しく把握でき、早期診療が容易になると思われる。

- (イ) 対象の本人が受診後、物忘れ相談シートの発信者に対し、医師より「医師用もの忘れ相談返信シート」を送る。

※これにより、居宅介護支援事業所または地域包括支援センターが本人または家族の支援方法の検討が容易になる。